

令和7年度第1回瑞穂町安全・安心まちづくり協議会委嘱 会議録

日 時：令和7年7月22日(火) 18:30～20:00

委嘱状交付、町長挨拶

- ・山崎町長より、委嘱状の交付及び委員への挨拶

会長・副会長互選

各団体の活動状況・情報交換

福生警察署

■管内刑法犯認知状況

- ・瑞穂町に関しては、R5・6>R7と認知件数は減少しているが、瑞穂町以外の管内3市は、前年より増加傾向にある。

- ・例年、上半期より下半期の方が、犯罪認知件数が多くなる傾向にあることから、注意が必要

■特殊詐欺について

- ・警視庁管内全体で被害件数は増加傾向であり、福生警察署管内も増加の傾向にある。6月末現在、福生警察署管内で認知している被害件数は、25件(前年同時期より+10件)、被害総額約

4,740万円、その内の3件、約805万円は瑞穂町で発生している。被害者の9割は、60歳以上。

- ・特殊詐欺の手口としては、警察官騙りが多い。電話の始めから警察官を名乗ってくるもの以外に、始めの電話は通信会社などの企業を騙っており、最終的に警察官を騙ったものが電話をするなどのパターンもある。

- ・高齢者を中心に狙っていった手口である、孫や息子などの親族を騙るオレオレ詐欺や、役場など官公庁を騙った還付金詐欺とは異なり、警察官騙りによる特殊詐欺は、世代を問わず被害が出ている。

- ・入金方法が銀行窓口などの場合は、銀行員や周囲の利用者によって阻止できる可能性があるが、ネットバンキングなどの場合、自宅一人での時に振込手続きができるため、誰かの目に触れずに入金できてしまう。そのため、誰かに相談したり、銀行員などが振込を止めたりするのが難しくなってくる。

- ・手口や対策を周知する必要があると考え、広報・啓発の手段を増やしている。働いている世代への啓発として、小学校～高等学校に協力してもらい、保護者へのチラシやメール配信をしてもらった。多世代への広報として、スーパーの陳列棚などの、多世代が目にするところにチラシを掲載してもらい、広報啓発を行っている。

- ・特殊詐欺の手口などについて、「特殊詐欺まるわかりコンテンツ」というものを警視庁HPで掲載しているので、参考にしてほしい。

福生消防署

○別紙：①令和7年度第1回瑞穂町安全・安心まちづくり協議会②瑞穂町三地区夏祭りパレード開催に伴う消防特別警戒の実施結果について③広報とうきょう消防第57号④東京都・羽村市・

日の出町合同総合防災訓練チラシ

■火災発生状況

- ・瑞穂町の火災発生件数については、R6 と同数、焼損床面積については、R6 の中に大規模な倉庫火災があったため、R7 と比較すると大きな差が出ている。
- ・R6 年の火災発生件数は、福生消防署管内では 60 件、東京消防庁管内では 4,518 件となっており、過去 10 年間の中で最多である。

■火災原因

- ・10 件の内、5 件が放火(疑いを含)は、公園の木製ベンチ、寺の敷地内の切り株、建築中の建物(防水シートで覆われた部分)、共同住宅の共有スペース、店の売り物(タオルなど)が放火された。
- ・収集日以外のごみを出さない、燃えやすい物を屋外に放置しないなど、放火されない環境づくりを心掛けてほしい。

■救急件数

- ・R6<R7 で増加の傾向にあるが、入院を要さない程度の軽症での利用が多い。
- ・瑞穂町では、熱中症で 6 月に 7 人、7 月に 4 人救急車で運ばれている(2025.7.15 時点)
- ・熱中症の疑いがあると感じたら、「救急受診ガイド」や「#7119」で相談をして、病院の受信を検討してください。

■三地区夏祭りでの消防特別警戒について

- ・出店 12 店の点検・消防指導を実施、問題なし

■東京都・羽村市・日の出町合同総合防災訓練

- ・開催日は、8/30、8/31、観覧無料
- ・内容等詳細はチラシのとおり
- ・各団体で周知してほしい。

瑞穂町消防団 欠席、資料配布のみ

○別紙：瑞穂町消防団だより第 24 号

西多摩保護司会瑞穂分区

- ・主な活動は、各保護司で行っている保護観察対象者の見守り・更生支援、「社会を明るくする運動」として広報・啓発、中学校等での講話、研修会
- ・先日実施した中学校での講話は、熱中症対策の観点から 15 分程度の内容に縮小して実施(通常 1 時間程度)
- ・今後の予定としては、産業まつりなど町内イベント等での啓発活動

福生警察署管内防犯連絡所瑞穂支部

■令和 7 年度実績(4/1~7/22)

- ・年金支給日特殊詐欺被害防止活動(町内金融機関)(4/15、6/15 実施)
- ・地域安全の日防犯キャンペーン(ジョイフル本田)(5/20 実施)

- ・福生警察署管内防犯協会定期総会(福生市もくせい会館)(6/23)

■令和7年度活動予定

- ・年金支給日における特殊詐欺被害防止活動(偶数月15日)
- ・地域安全の日防犯キャンペーン(9/19、1/20)
- ・こどもフェスティバル-会場内警戒(9/21)
- ・全国地域安全運動-期間中各種防犯啓発活動(10/11-10/20)
- ・産業まつり等町内イベントでの啓発活動

瑞穂町交通安全推進協議会

○別紙：秋の交通安全講習会チラシ、福生交通安全情報(町内交通事故)

■活動報告

春の全国交通安全運動-期間中の主要交差点での立哨及び広報(4/6-4/15)

町内小学校交通安全教室(1・2年生は歩行訓練、3年生は自転車教室)(4月-6月)

残堀川ふれあいウォーキング-交通誘導(5/11)

福生交通安全協会定期総会-プリモホールゆとろぎ(5/27)

三地区夏祭り-交通誘導(7/12-7/13)

役員会議(4/23、6/18)

月例広報(4/14、5/20、6/21、7/19実施)

■活動予定

役員会議(随時、次回8/19)

月例広報(実施日未定、毎月)

春の交通功労者表彰式-福生警察署(7/25)

秋の交通安全講習会-瑞穂町役場(8/28)

秋の全国交通安全運動-期間中の立哨・広報(9/21-9/30)

瑞穂町総合防災訓練-交通誘導等(9/28)

瑞穂町小中学校PTA連合会

■活動報告

入学式(4月)

瑞穂町小中学校PTA連合会会議(5月、7月)

■活動予定

- ・会議(随時)
- ・小学校PTA交流会(10月)

■連絡事項等

- ・9月～各学校の体育館の空調工事が順番に行われる予定
- ・PTA会議等で上がってくる保護者の懸念事項としては、不審者情報の多発、長時間の子どものスマートフォン(SNS等アプリ)使用、低学年の赤信号飛び出し事案
- ・SNS等のメッセージアプリにより匿名の全く知らない人とやり取りを行っていることが確認さ

れており、小学生低学年の間では、「斉藤さん」というトークアプリが流行っている。

- ・低学年は、特に SNS 等の影響が強く、日常的に暴言などがみられる。赤信号を低学年(1・2 年生と思われる)が飛び出した事案も、SNS 等からの影響があるとみている。
- ・保護者間での情報交換が必要であると考えている。

瑞穂町商工会

- ・商工会に所属している企業の役員へ、安全・安心まちづくり協議会の資料などは、随時共有している。
- ・昨年度の倉庫火災を受けて、企業側は火災に対して特に注目している。

瑞穂町

○別紙：瑞穂町安全・安心まちづくり協議会資料、防犯対策緊急補助事業チラシ

- ・実施中の事業は、青色回転灯装備車両でのパトロール(継続事業、週 4 日)、防犯カメラ更新等工事(新規、R7 事業)、防犯対策緊急補助事業(新規、R7 事業)、メール配信・防災行政無線放送(継続、随時)

質疑応答及びその他連絡事項

Q) 火災の原因にある「電気関係」とは、どのようなものを指すのか？

A) コンセントに付着したほこりによる発火や、コード周りの湿度による発火、モバイルバッテリーなどに使用されるリチウムイオン電池の発火など。冬場には、電気ストーブを付けたまま就寝し、毛布などが触れて発火することもある。対策としては、コンセント周りの定期的な掃除や、コードを束ねて使用しないなど。テレビや冷蔵庫などのコンセントを差しっぱなしにする家電だと、コンセントが抜けかけていても気付けないが、抜けかけている所にはこりが付着すると、発火の危険性が高いので、周辺の掃除のほかに、コンセントの差し直しなどを行ってほしい。

Q) 音声ガイダンスを使用した特殊詐欺には、どのように対策したらよいのか？

A) 音声ガイダンスの詐欺と思われる電話は、「○番を押してください」などと案内されるが、指示に従ってしまうと詐欺犯人に電話がつながってしまうので、詐欺と思ったら電話は切ってしまう構わない。音声ガイダンスではない詐欺の電話も同様に切ってしまう問題ないが、いきなり電話を切るのが難しいという場合は、「今忙しいので、折り返し電話をする、電話番号を教えてほしい。」などと言って切ってほしい。詐欺の犯人は電話番号を教えるのを嫌がる傾向にある。

4 月～5 月は類似の相談が多かったが、相談は最近減ってきている。電話が減ったというよりは、住民の方が慣れてきてしまっているためかと思われる。

Q) 防災行政無線の増設は考えているのか？

A) 増設の予定はない。無線の内容が聞こえなかったなどの問い合わせがあった際は、瑞穂町 HP

に防災行政無線の内容が掲載されているので、HP の閲覧による文字での確認や、電話で防災行政無線の内容をもう一度聞ける電話応答サービスを案内している。

Q)道路交通法の改正などで自転車の違反に対する取り締まりが強化されると思うが、どのような行為が違反で、どの程度の罰則なのかなど、内容を知らないことがある。パンフレットでの PR はしているのか、もしくはする予定はあるのか？

A)チラシやテレビなどで、取り締まり強化のお知らせや道路交通法改正の広報を行うことになると思う。

その他意見)

- ・「この行動は違反です、罰則は〇〇です」とわかるものがあると良いと思う。
- ・道路の形などによって、やむを得ず歩道を通るなども目にする。横田基地沿いなどでは、自転車で左側を走る方が危険な状況である。
- ・自動車の運転免許を持っていない人などは特に、道路標識の認識が甘い・わかっていない、そもそも違反しているという認識がない、などといった状況だと思う。

Q) 放火(疑いも含む)が多発する時期について、冬が多いのか？

A) 3 月～5 月が多くなる印象、放火が多発する年は、同一犯によるものが多い。